改正後

附　則

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　［項を削る。］

［項を削る。］

［1］　第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十六条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　［項を削る。］

［項を削る。］

［1］　第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

改正前

附　則

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　［1］　第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下この条において「新命令」という。）第十六条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新命令第十六条第二項及び第四項の規定は、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下この項において「組合」という。）の清算機関（組合（当該組合以外の組合を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）、商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）及びこれらに準ずる外国の機関（当該機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）をいう。）に対する信用の供与等（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の八第一項本文に規定する組合の同一人に対する信用の供与等をいう。）であって、当該清算機関が行う業務（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新命令第十六条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　［1］　第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下この条において「新命令」という。）第十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新命令第十四条第二項及び第四項の規定は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（以下この項において「組合等」という。）の清算機関（組合等（当該組合等以外の組合等を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。）に対する信用の供与等（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一第一項本文（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等をいう。）であって、当該清算機関が行う業務に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新命令第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。